

保険証廃止に関するスケジュールについて

	令和7年 11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保険証 (プラスチック)	①使用可能 期間終了											

・保険証（プラスチックカード）・・・①令和7年12月1日付、1年間の経過措置が終了し、現行の保険証が完全廃止。

②令和7年12月2日以降は、現行の保険証一切使用不可。

・資格情報のお知らせ（A4紙様式）・・・③新規加入者に都度交付。

※高齢受給者（70歳～74歳）の方は、負担割合記載に変更となるため、令和7年12月以降差替え（後日改めてお知らせ）

・資格確認書（A4紙様式）・・・④11月17日（令和7年10月8日時点）委託業者より事業所へ送付【有効期限：令和10年12月1日】

⑤11月17日（令和7年10月9日～令和7年11月交付日時点）健康保険組合より事業所へ送付【有効期限：令和10年12月1日】

⑥有効なマイナ保険証をお持ちでない方へ、毎月中旬頃、健康保険組合より事業所へ送付【有効期限：令和10年12月1日】

※医療機関等受診予定がある方には、申請により書類受理日の翌月から3か月後の月末を有効期限とした短期交付。

【例】令和7年12月10日書類受理 → 有効期限：令和8年3月31日

令和7年12月2日以降の医療機関の受診方法

	名称（種類）	形状	取得方法	使用目的	使用方法	備考
①	現行の保険証	プラスチックカード型 (水色)		・令和7年12月2日以降一切使用不可（回収不要）		
②	マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカード入手後、保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り	<u>限度額適用認定証、高齢者受給者証などが不要</u>
③	資格確認書	A4紙様式	・有効なマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず職権交付（時間を要する場合がある） <u>・加入時から職権交付までの間に医療機関を受診する予定がある場合は申請が必要</u>	有効なマイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示	・毎月中旬頃交付 <u>・限度額適用認定証が必要</u>
④	資格情報のお知らせ	A4紙様式（マイナンバーカードの大きさに切り取り可能）	・資格取得時に送付（申請不要） （マイナポータルから確認できる「わたしたちの情報」でも代用可能	医療機関受診時にカードリーダーが使えない場合	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示	資格情報のお知らせのみでは受診不可

①現行の保険証は、**令和7年12月2日以降一切使用できなくなります。**

令和7年12月2日以降は、②マイナ保険証、または③資格確認書で医療機関を受診することとなります。

※有効なマイナ保険証をお持ちの方には、原則「資格確認書」は交付できません。

加入時から毎月中旬頃の交付までに医療機関を受診する予定がある場合は、申請が必要となります。